

安心で安全な暮らしを支援します 各種補助制度のお知らせ

住宅のリフォームをお考えの皆さまへ 美郷町住宅リフォーム緊急支援事業

補助金の額	対象工事に要する費用の10%に相当する額（千円未満は切り捨て、上限額8万円） ※過去にこの事業を利用された方は合わせて上限額10万円
対象者	自ら居住する町内の住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う方で、町税および使用料等の滞納がない方
対象住宅	一戸建ての住宅（住宅の車庫、物置を含む） ※併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1以上であること
対象工事	次に掲げる全ての条件を満たす工事 ①増改築・リフォームに要する費用（消費税および地方消費税の額を含む）が50万円以上であること ②町内に事業所を有する法人または町内に住所を置く個人が施工するものであること ③平成26年度中に工事が完了し、平成27年3月15日までに完了実績報告書を提出できること
その他	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業と併せてご利用できます。

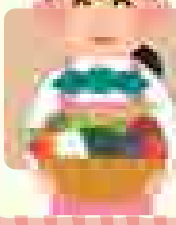
住宅の耐震診断・耐震改修をお考えの皆さまへ 木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業

補助金の額	耐震診断の場合	耐震診断に要する費用の3分の2の額（千円未満切り捨て、上限額5万円）
	耐震改修の場合	耐震改修に要する費用の3分の1の額（千円未満切り捨て、上限額60万円） ※所得税特別控除額を差し引いた額
対象者	耐震診断の場合	①耐震診断士の所属する町内の業者と契約を締結できる方 ②対象住宅を所有（共有を含む）する方 ③町税および使用料等の滞納がない方
	耐震改修の場合	①町内の業者と契約を締結できる方 ②対象住宅を所有（共有を含む）する方 ③町税および使用料等の滞納がない方
対象住宅	昭和56年5月31日以前に建築され、自ら居住する町内の木造戸建住宅	
対象工事	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断されたものを1.0以上に補強を行う改修 ※簡易な耐震補強等は対象となりません。	
その他	秋田県住宅リフォーム緊急支援事業と併せてご利用できます。 ※国の補助金を活用しているため、申請期間等は事前にご相談ください。	

太陽光発電システムの設置をお考えの皆さまへ 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

補助金の額	公称最大出力1kwあたり4万5千円（上限は最大出力4kw：18万円まで）
対象者	・自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方または町内に太陽光発電システム付き住宅を購入する方 ・町税および使用料等の滞納がない方 ・電力会社と電灯契約および余剰電力の販売契約を締結できる方 ・町内の事業所等と契約を締結して設置できる方
発電システムの条件	・新規品であること ・公称最大出力が10kw未満のものであること
その他	・秋田県住宅リフォーム緊急支援事業、国や県の太陽光発電システム補助金との併用もできますが、それぞれ補助条件が異なるのでご注意ください。 ・太陽光発電システムを増設する場合も対象となるケースがありますのでご相談ください。

もっと野菜を食べよう!
食改さんの
試してレシピ



ワンポイントアドバイス

いろんな野菜で作れます。パンを使うので、朝ごはんやランチにいかがでしょうか。

子どもの食育や生活習慣病の予防食を勉強している美郷町食生活改善推進協議会（食改=しょっかい）会員の皆さんが、野菜を使った体にやさしいヘルシーレシピを紹介します。

【春野菜のパンdeキッシュ】

材料(20cmの耐熱皿1枚分)

アスパラガス …… 5本	塩、こしょう …… 少々
タマネギ …… 1/3個	サラダ油 …… 大さじ1
パプリカ …… 20g	バター …… 適量
薄切りベーコン …… 40g	卵 …… 4個
ピザ用チーズ …… 50g	A { 生クリーム …… 100ml
サンドイッチ用パン …… 4枚程度	塩 …… 少々
	黒こしょう …… 少々

作り方

- 1 アスパラガスはゆでて3～4cmの斜め切りにする。タマネギは薄切りにしてサラダ油で炒め、塩こしょうを振っておく。パプリカは3～4cmの長さに薄切りにしておく。ベーコンは1cm幅に切っておく。
- 2 耐熱皿にバターを薄く塗り、底と側面にパンを敷き詰める。皿からはみ出すパンには、バターを薄く塗る。
- 3 別のボウルにAの材料を混ぜておく。
- 4 ②にタマネギを敷いて、アスパラガス、ベーコンを並べ、チーズをのせる。③を流し入れ、パプリカを散らす。160℃のオーブンで40分、焼き色が付くまで焼く。
※オーブンによって温度・焼き時間は違ってきます。中まで火が通り、きつね色に焼けるよう、調節してみてください。

介護保険事務所からのお知らせ

申請から要介護認定までの流れ

介護保険のサービスを利用するときは「申請」をして要介護認定を受けましょう

①申請できる方

- ・第1号被保険者（65歳以上の方）
- ・第2号被保険者（40歳以上65歳未満で、介護が必要になった原因が、がん末期や脳梗塞など16種類の特定疾病と診断された方）

②申請の仕方

- ・申請書に介護保険被保険者証（第2号被保険者は医療保険の被保険者証も必要）を添えて町の介護保険担当課や地域包括支援センター、介護保険事務所に申請します。申請書は各窓口にて備え付けています。
- ・申請は本人や家族のほか指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。
- ・すでに介護保険の認定を受けている方には認定有効期間終了の60日前に、更新申請の手続きの用紙が送付されます。今後続けてサービスを利用する方は、その更新申請用紙に必要事項を記入し、現在使用している介護保険被保険者証を添えて各窓口にて申請してください。

③要介護認定

- ・認定調査（心身の状態や日常生活能力などについての調査）の結果と主治医意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家が審査します。
- ・審査の結果にもとづいて「非該当」「要支援1、2」「要介護1～5」に認定されます。
- ・認定結果通知と介護保険被保険者証が送付されますので、内容を確認してください。
- ・申請から認定まではおよそ1カ月かかります。予定が大幅に遅れる場合はお知らせします。

大曲仙北広域市町村圏組合では、ホームページ「OS介護ネット」を通じて、介護保険の情報を公開しています。ぜひご覧ください。

<http://www.oskaigonet.or.jp/>

問い合わせ

介護保険事務所 認定審査班

☎0187(86)3912

美郷町役場 福祉保健課 地域包括支援班

☎0187(84)4907